

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
<p>第2条 サービスの申込</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. 申込応諾</p> <p>（略）</p> <p>6. 不備のある場合</p> <p>（略）</p>	<p>第2条 サービスの申込</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p><b>5. 異なる法人等の名義の口座の届出</b></p> <p><b>契約者と異なる法人等の名義の口座（以下「異名義口座」といいます）の利用を希望する場合には、当行に対しあらかじめ口座の明細および取引内容を届け出るものとします。契約者が利用できる異名義口座は、当行の国内本支店における契約者の子会社等の名義の預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。</b></p> <p>6. 申込応諾</p> <p>（略）</p> <p>7. 不備のある場合</p> <p>（略）</p>
<p>第7条 免責事項</p> <p>1. ～5.</p> <p>（略）</p> <p>6. (1)～(2) （略）</p> <p>(3) 契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末以外の端末により利用したことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置または通信業者その他の第三者の行為等、その他当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行うことができなかった場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。災害等により当行が本サービスの提供を行うことができなかった後に本サービスの提供を再開した場合において、本サービスに基づき当行が提供する情報が既に行われた取引を反映していないとき、または契約者が当行に送信したデータが受け付けられていないとき、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(5) 当行が、契約者に対して行う電子メールによる通知および案内は、契約者が予め当行に届け出た電子メールアドレス宛に、当行が電子メールを送信した時点で通常到達したものとみなします。</p> <p>(6) 本サービスにおいて、契約者からの照会に基づき当行が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当行が提供した情報の内容を変更もしくは取り消した場合、情報の提供がなされなかった場合または情報の提供が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>(7) 第20条以下で定める各サービスにおいて、以下の各号に該当する場合、当行は手続を実行することはできません。当行が手続を行うことができないことにより生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>(8) 第20条で定める外為サービスにおいて、当行公示相場を利用することが可能な取引は、原則、1日あたり10万米ドル相当額未満の取引である場合に限るものとします。なお、複数の取引の合計額が1日あたり10万米ドル相当以上とる等の場合には、依頼内容が確定した後であっても、当行が手続を実行できない場合があります。当行が手続を行うことができないことにより生じた損害について当行は責任を負いません。また、当行がサービス利用停止を必要と判断した場合には、当行は、第9条第4項に基づき、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p>	<p>第7条 免責事項</p> <p>1. ～5.</p> <p>（略）</p> <p>6. (1)～(2) （略）</p> <p><b>(3) 異名義口座を利用する場合、契約者は異名義口座に関する口座番号・本人確認情報等の情報を入手するにあたって、当該異名義口座の名義人の承諾を契約者の責任においてとるものとし、かつ、入手する情報の内容は契約者と当該異名義口座の名義人の間で定めることとします。異名義口座の利用に関して、紛議が生じた場合、当行は契約者の承諾なく異名義口座の利用を停止します。また、当行が対象口座である異名義口座の名義人より損害賠償請求等を受けた場合、契約者は直ちにその金額を当行へ支払うこととします。</b></p> <p>(4) 契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末以外の端末により利用したことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(5) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置または通信業者その他の第三者の行為等、その他当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行うことができなかった場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。災害等により当行が本サービスの提供を行うことができなかった後に本サービスの提供を再開した場合において、本サービスに基づき当行が提供する情報が既に行われた取引を反映していないとき、または契約者が当行に送信したデータが受け付けられていないとき、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(6) 当行が、契約者に対して行う電子メールによる通知および案内は、契約者が予め当行に届け出た電子メールアドレス宛に、当行が電子メールを送信した時点で通常到達したものとみなします。</p> <p>(7) 本サービスにおいて、契約者からの照会に基づき当行が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当行が提供した情報の内容を変更もしくは取り消した場合、情報の提供がなされなかった場合または情報の提供が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p> <p>(8) 第20条以下で定める各サービスにおいて、以下の各号に該当する場合、当行は手続を実行することはできません。当行が手続を行うことができないことにより生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p><b>(9) 第20条で定める外為サービスにおいて、当行公示相場を利用することが可能な取引は、原則、1日あたり10万米ドル相当額未満の取引である場合に限るものとします。なお、複数の取引の合計額が1日あたり10万米ドル相当以上とる等の場合には、依頼内容が確定した後であっても、当行が手続を実行できない場合があります。当行が手続を行うことができないことにより生じた損害について当行は責任を負いません。また、当行がサービス利用停止を必要と判断した場合には、当行は、第9条第4項に基づき、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</b></p>